

設立時に自ら取得した株式由来との主張認めず

被相続人に名義書換された株、地裁は被相続人に帰属と判断

相続税の申告において、株式の帰属先が被相続人であるか、あるいは相続人（原告）であるか（すなわち、相続財産に含めるべきか否か）が争われた事案で、東京地裁民事38部（鎌野真敬裁判長）は令和6年5月8日、本件株式は被相続人に帰属していたとして、原告の請求を棄却した。

東京地裁は、本件株式の名義人が被相続人であるほか、原告の相続税及び所得税の申告の内容、被相続人への名義書換における原告の意図などから、原告が本件株式は被相続人に帰属すると認識していたと指摘、本件株式は被相続人の相続財産であると結論づけた。

いったん相続財産として申告するも、更正処分を経て自身への帰属を主張

大手旅行会社の代表取締役を務める原告は、当該会社の株式を亡母（本件被相続人）から相続したとして相続税の申告をしたが、本件株式の売却代金等を原資とする本件被相続人名義の普通預金口座の預金及び本件預金口座から出金された金員についても本件相続税の課税価格に加算すべきとして、更正処分等を受けた。

また、原告は、本件株式は原告に帰属する財産であり相続財産に含まれないとして更正の請求をしたが認められず、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、本件更正処分の一部（更正の請求を超える部分）の取消し等を求めて訴訟を提起した。

本件株式の異動状況等は図のとおり。本件旅行会社は、原告及び原告の父ら7名を起

人として設立。設立時に2万株の株式が発行され、このうち1万6,300株が原告名義、200株が父名義で引き受けられた。

その後、父名義の株式は、増資、株式分割を経て、平成18年9月時点では23万3,500株となり、このうち15万6,500株が本件被相続人名義に、7万7,000株が原告名義に書き換えられた。

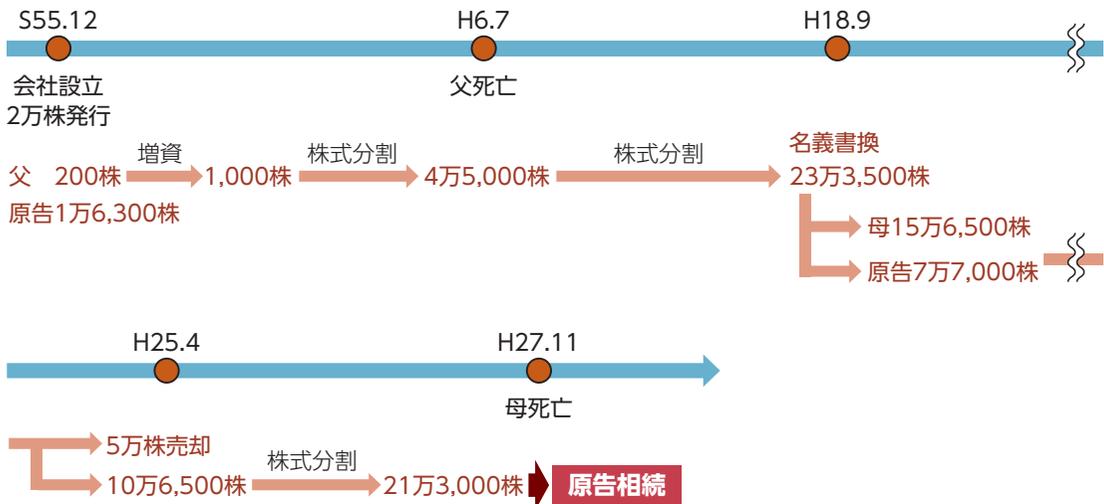
本件被相続人名義となった本件株式15万6,500株のうち5万株は平成25年4月に売却され、売却代金が本件被相続人名義の普通預金口座に入金された。そして、売却後の本件株式10万6,500株は、株式分割により21万3,000株となった。原告は当初、この21万3,000株及び同株式に係る未収配当金を相続財産として申告していた。

自身への帰属を主張も、本件株式の売却代金等を自身の所得税申告に含めず

東京地裁は、上記のとおり、本件株式の名義人が本件被相続人であることからすれば、

本件株式の帰属先も本件被相続人であることが相当程度推認されるとした。

【図】 本件株式の異動状況



また、原告が本件株式を本件相続により取得した旨の申告をしたほか、本件株式の売却代金や配当金が、原告の所得税等の申告に含まれていないことからすれば、原告自身も、本件株式が原告ではなく本件被相続人に帰属する旨を認識していたことを強くうかがわせると指摘。

以上を踏まえ、本件株式は本件被相続人に帰属していたと認めるのが相当と結論づけた。

これに対し原告は、本件会社設立時の父名義株式200株は、原告が自ら出捐して取得したものであり、それに由来する本件株式は原告に帰属すると主張した。

しかし東京地裁は、父名義株式のうち15万6,500株が被相続人名義に書き換えられた上記名義書換は、原告によれば、原告が本件被相続人より先に死亡した場合に、法定相続人ではない本件被相続人の下に直接財産を残すために行われたものというのであって、原告としても名義書換後の本件株式を本件被相続人に帰属させる意志であったことがうか

がわれると指摘した。

また、原告又は税理士が、税務調査において、本件株式を本件被相続人に「あげた」と繰り返し供述したりするなど、本件株式に係る財産が原告に帰属することとは整合しない内容の供述をしていることなども踏まえると、父名義の帰属先はともかく、名義書換により本件被相続人の名義となった本件株式は、本件被相続人に帰属していたと認めるのが相当であるとして、原告の主張を斥けた。

そのほか原告は、本件株式にかかる議決権行使書等が原告の自宅に送付され、原告がその議決権を行使していたこと、本件株式売却や本件証券口座の開設等も原告が単独で意思決定をして実行したものであること、本件預金口座は、原告が開設等した口座であることから、本件株式は原告に帰属すると主張したが、東京地裁は、高齢の本件被相続人に代わって、原告が本件株式の管理等を行うことは当然に想定し得るのであり、直ちに上記の判断を覆すものということとはできないとして、この主張も斥けている。